

国 都 制 第 3 0 号
令和 8 年 10 月 1 日

各 都 道 府 県 担 当 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 担 当 部 局 長 殿

国土交通省都市局市街地整備課長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律」による土地区画整理法の一部改正等について
(通知)

平素から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

「令和 7 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 7 年 12 月 23 日閣議決定)
等を踏まえた、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律(令和 8 年法律第 27 号。以下「第 16 次地方分権一括法」とい
う。)が、令和 8 年 5 月 27 日に成立し、6 月 3 日に公布されました。

第 16 次地方分権一括法により、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」
という。)の一部が改正され、10 月 1 日に施行されます。また、法の改正に伴い、土地
区画整理法施行規則(昭和 30 年建設省令第 5 号。以下「規則」という。)についても一
部が改正され、同日に施行されます。

法及び規則の一部改正の概要は下記のとおりですので、貴職におかれましては、十
分に御了知の上、適切に運用されるよう、御対応をよろしくお願いいたします。

また、都道府県におかれては、この旨を貴管内市町村(政令指定都市を除く。)及び
関係団体に周知いただくよう併せてお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基
づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 改正の概要

- 都道府県知事による土地区画整理組合(以下「組合」という。)の理事の氏名等
に係る公告事項については、理事の氏名及び住所を原則としつつ、組合が、理事
の住所についてその一部のみを公告することを求める旨を申し出たときは、当該
住所の一部の公告をもって当該住所の公告に代えることができることとする。
(法第 29 条第 2 項)

○ 法第29条第2項に基づく、組合からの「理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨」の申出については、

- ・原則として、当該申出に係る理事の住所のうち都道府県名及び市町村名
- ・同一氏名組合員（当該申出に係る理事と同一の氏名を有する当該理事以外の組合員）が当該申出に係る理事と同一の市町村の区域内に住所を有する場合は、都道府県名、市町村名及び町又は字の名称

を公告することを求める旨を申し出ることにより行うものとする。（規則第16条の3の2）

2. 留意事項

法第29条第2項に基づく、組合からの「理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨」の申出は、当該申出を行う組合において、当該申出に係る理事と同一の市町村の区域内に住所を有する同一氏名組合員の有無について、組合員名簿の記載内容により確認した上で行われるべきものである。そのため、都道府県知事においては、当該申出の内容について、組合員名簿の記載内容と照らして齟齬がないか確認する必要がある。

また、当該申出があった場合においても、都道府県知事の判断により、理事の住所の全部を公告することが可能である。例えば、理事と同一の市町村の区域内の町又は字に住所を有する同一氏名組合員が存在する場合においては、町又は字を公告したとしても理事を峻別することができないことから、住所の全部を公告することが望ましい。

3. 施行日

令和8年10月1日（木）

【別添】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（概要）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和8年法律第27号)(第16次地方分権一括法)の概要

趣 旨

- 地方からの制度改革を求める提案を受け、規制緩和等の地方分権改革を実施
- 令和7年の提案等への対応のうち、法律改正により措置すべき事項について、閣議決定※を踏まえ、関係法律の整備を行う。

※ 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）〔抜粋〕
法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和8年通常国会に提出することを基本とする。

概 要 11事項（17法律）を改正

1. 人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

- ① 空家等管理活用支援法人への商工会議所等の非営利法人の指定を可能に
〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕

2. デジタル化による国民の利便性向上等

- ② 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に
〔地方財政法〕 ※社債等は、デジタル証券方式で発行が可能

3. 地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- ③ 都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に
〔戸籍法〕
- ④ 介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務について、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に
〔児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕
- ⑤ 地方公共団体の財政状況等の公表回数を毎年2回以上から1回以上に
〔地方自治法、地方公営企業法〕
- ⑥ 公社等の解散公告※を3回以上から1回に
〔公有地の拡大の推進に関する法律、地方独立行政法人法、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法〕 ※債権の申出の催告。株式会社等は1回
- ⑦ 外部監査人の補助者に係る住所告示の廃止 〔地方自治法〕
- ⑧ 土地区画整理組合の理事に係る住所の公告範囲を一定の場合に市区町村までに 〔土地区画整理法〕
- ⑨ 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止
〔電波法〕 ※廃止後も、引き続き、総務省が縦覧に供する
- ⑩ 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止
〔測量法〕 ※廃止後は、国土地理院が公示
- ⑪ 財産区議会（総会）設置条例について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等自らによる提案を可能に 〔地方自治法〕

施行期日

（1）令和8年9月3日

（2）（1）により難しい場合は（1）以外の個別に定める日

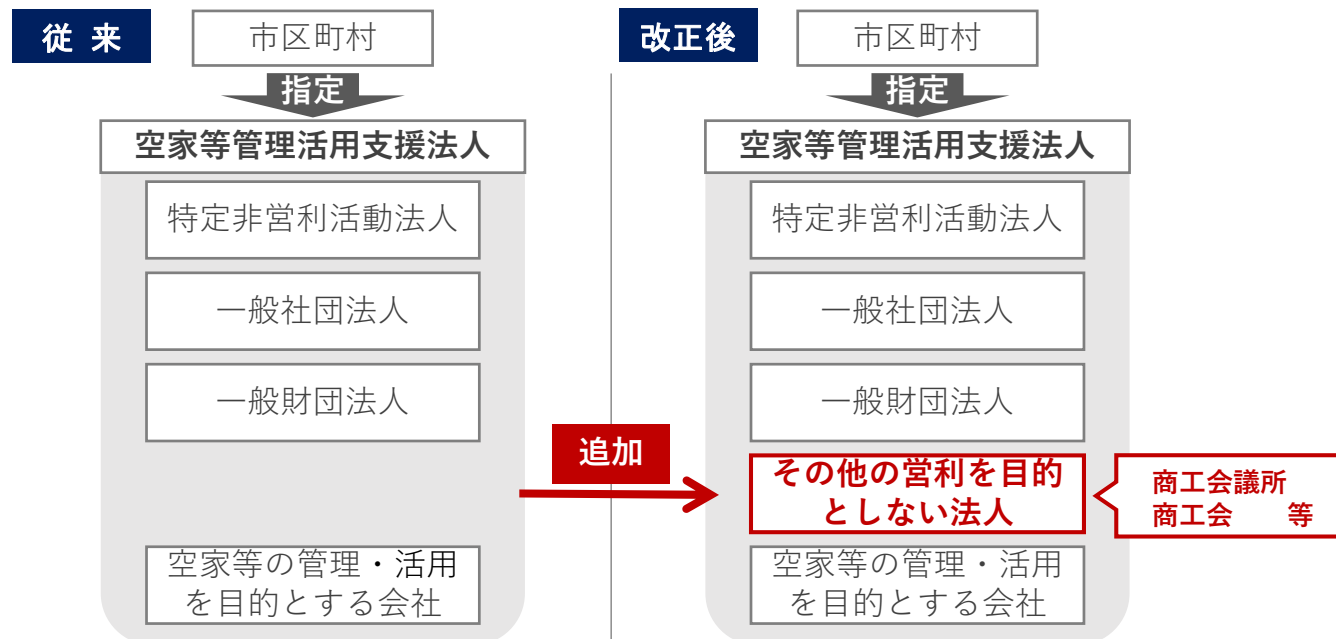
① 空家等管理活用支援法人への商工会議所等の非営利法人の指定を可能に

〔空家等対策の推進に関する特別措置法〕

施行日：令和8年9月3日

人口減少社会に柔軟に対応した地域づくり

- 市区町村の空家等対策に係る取組を補完する空家等管理活用支援法人※¹として、商工会議所等の「その他の営利を目的としない法人」を指定することを可能とする。



効果： 効果的・効率的な空家等対策の推進を通じた地域振興等の実現に寄与

※¹ 空家等の所有者等に対する情報提供や相談対応、委託に基づく空家等の管理・活用等を行う。

② 地方債のデジタル証券方式での発行を可能に

〔地方財政法〕

施行日：令和9年4月1日

デジタル化による国民の利便性向上等

- 地方債をデジタル証券※¹方式により発行することを可能とする。

		地方債	(参考) 社債
券面発行		○	○
券面 不発行	振替債※ ²	○	○
	デジタル証券	従来 × → 改正後 ○	○

効果：

- 地方債の発行団体が保有者情報をリアルタイムかつ網羅的に把握可能
→ 保有者へ直接アプローチでき、発行団体の施策への理解促進や継続的な購入が期待
- 投資家層の拡大による地方公共団体の資金調達手段の多様化に寄与

※¹ ブロックチェーン（分散型台帳）技術を用いて、電子的に発行・管理する有価証券

※² 社債、株式等の振替に関する法律に基づく券面を発行しない債券であり、金融機関が管理する振替口座簿の電子的な記録により権利の帰属が定まるもの

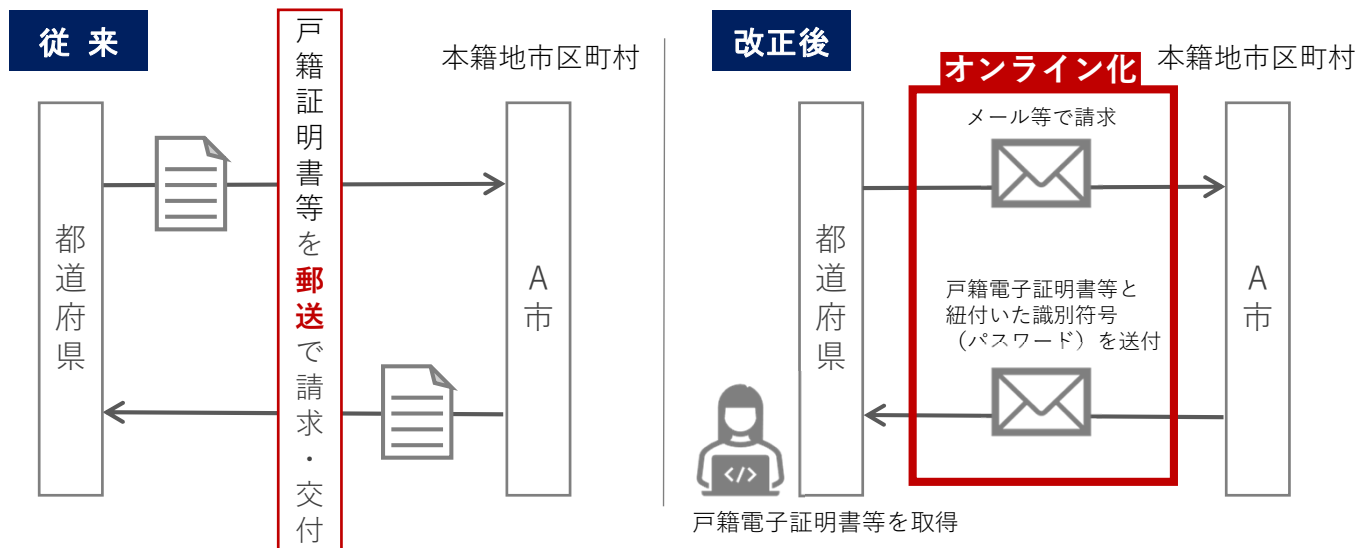
③ 都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能に

〔戸籍法〕

施行日：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 都道府県等が行う公用請求※¹について、戸籍電子証明書等※²をオンラインで請求することを可能とする※³。



効果： 地方公共団体の事務負担・費用負担の軽減

- ※¹ 国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍証明書等の交付の請求をすることができる。
- ※² 電子的な方法により戸籍又は除かれた戸籍の記載事項を証明する電磁的記録
- ※³ 市区町村の機関による戸籍電子証明書等の請求は既に可能となっている。

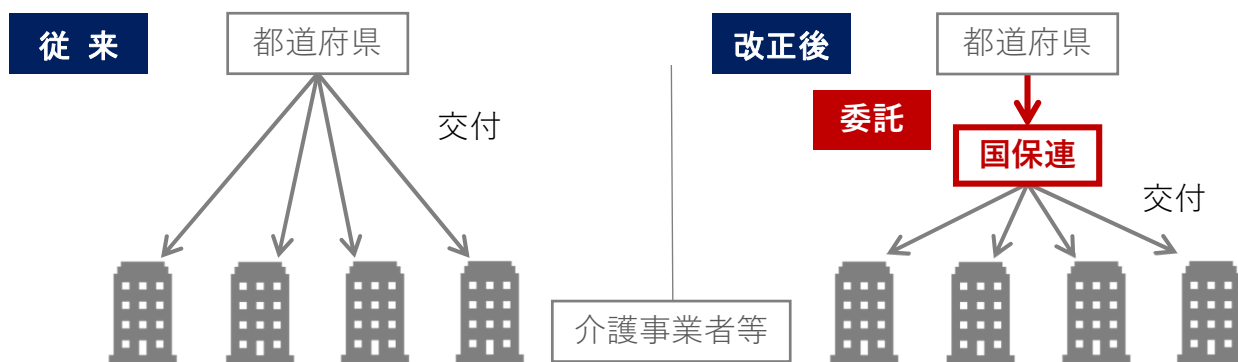
④ 介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金の交付に関する事務について、都道府県から国民健康保険団体連合会への委託を可能に

〔児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〕

施行日：令和8年6月3日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 介護・障害福祉人材の確保を目的とした補助金※¹の交付に関する事務※²について、都道府県から国民健康保険団体連合会（国保連）※³への委託を可能とする※⁴。



効果： ○ 都道府県の事務負担の軽減
○ 国保連による効率的な事務の実施

- ※¹ 介護保険サービス、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供に資する人材の確保等（福祉・介護職員の賃上げ等）のため、都道府県から介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等に対し交付
- ※² 交付の決定は、都道府県が行い、国保連への委託の対象としない。
- ※³ 都道府県単位で設立。診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の審査支払業務等を実施
- ※⁴ 地方自治法の規定により、地方公共団体は、法律又は政令に特別の定めがある場合等を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができない。

⑤ 地方公共団体の財政状況等の公表回数を毎年2回以上から1回以上に

〔地方自治法、地方公営企業法〕

施行日：令和9年4月1日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の業務の状況の公表^{※1}について、毎年2回以上から1回以上とする。

従来



毎年2回以上の公表

改正後



1回以上

効果： 地方公共団体等の財政に関する公表事務の合理化^{※2}

※1 地方公共団体の財政状況においては、歳入歳出予算の執行状況、財産・地方債・一時借入金の現在高など、地方公営企業の業務の状況においては、事業の概況、経理の状況などを公表

※2 地方公共団体等においては、財政状況等の公表のほか、予算・決算の要領や健全化判断比率の公表、毎年度の決算情報を基に他団体と比較可能な形で作成される財政状況資料集の公表などが実施されている。

⑥ 公社等の解散公告を3回以上から1回に

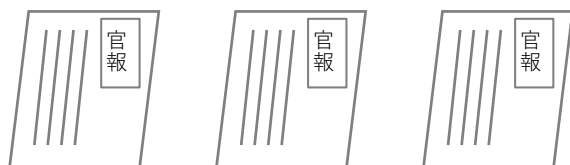
〔公有地の拡大の推進に関する法律、地方独立行政法人法、港湾法、地方住宅供給公社法、地方道路公社法、広域臨海環境整備センター法〕

施行日：令和8年9月3日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

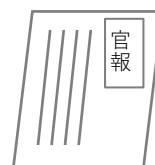
- 公社等^{※1}の解散時に行う、債権者に対し債権の申出をすべき旨の催告のための公告^{※2}について、3回以上から1回とする^{※3}。

従来



少なくとも3回の公告

改正後



1回

* 官報は、令和7年度から電子化されており、インターネットで閲覧可能

効果： 公社等の事務負担・費用負担の軽減

※1 土地開発公社、地方独立行政法人、港務局、地方住宅供給公社、地方道路公社、広域臨海環境整備センター

※2 公告は、解散した公社等の清算人が、官報に掲載して行うこととされている。
知れている債権者に対しては、上記の公告とは別途、個別に催告を行うこととされている。

※3 株式会社、NPO法人等の解散公告は既に1回のみとなっている。

⑦ 外部監査人の補助者に係る住所告示の廃止

〔地方自治法〕

施行日：令和8年9月3日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 地方公共団体の監査を行う外部監査人※¹を補助する者※²について、住所の告示を廃止する。

従来



A県監査委員告示第〇号

補助する者の氏名： ○○ ○○

補助する者の住所：

A県△△市×丁目◇番地□

補助できる期間：

令和〇年△月×日から令和●年▲月×日まで

改正後



A県監査委員告示第〇号

補助する者の氏名： ○○ ○○

補助できる期間：

令和〇年△月×日から令和●年▲月×日まで

住所を
告示しない

* 告示の方法は、各地方公共団体が定めている。また、告示の記載内容はイメージ

効 果： 外部監査人の補助者に係る個人情報の保護

※¹ 契約により地方公共団体の監査を行う外部の専門家（外部監査人の住所告示についても廃止予定（政令改正））

※² 資格等の要件はなく、実態としては、公認会計士、弁護士、税理士、監査実務に通じた者等が担っている。

⑧ 土地区画整理組合の理事に係る住所の公告範囲を一定の場合に 市区町村までに〔土地区画整理法〕

施行日：令和8年10月1日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 土地区画整理組合の理事の氏名・住所の届出があったときに都道府県知事が行う公告について、一定の場合※¹には、理事の住所公告を行政区画（市区町村）までとする。

従来



B県公告第〇号

理事となった者

氏名	住所
○○ ○○	B県▲▲市×丁目◆番地■

改正後



B県公告第〇号

理事となった者

氏名	住所
○○ ○○	B県▲▲市

住所は
市区町村まで

* 公告の方法は、各都道府県が定めている。また、公告の記載内容はイメージ

効 果： 土地区画整理組合の理事に係る個人情報の保護

※¹ 組合から理事の住所のうち行政区画以外の部分を公告しないよう申出があった場合

⑨ 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図の備付け等の廃止

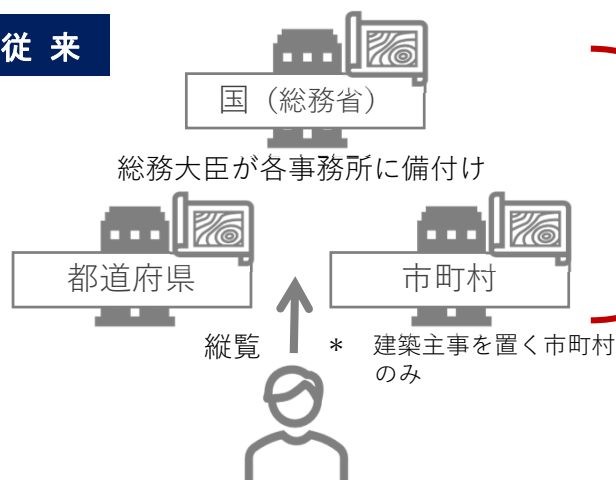
〔電波法〕

施行日：令和8年9月3日

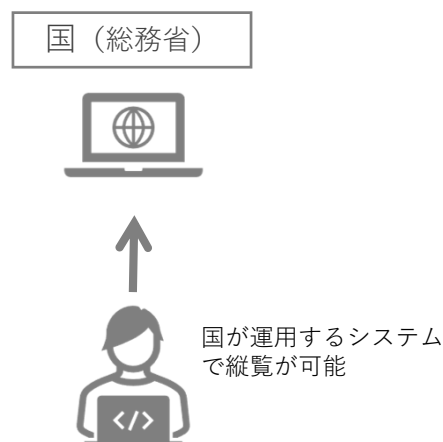
地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 地方公共団体の事務所における伝搬障害防止区域図※¹の備付け等※²を廃止する※³。

従来



改正後



* 従来から国が運用するシステムでの縦覧は可能であったが、事務所への図面データ等の備付けと併存

効果： 地方公共団体の事務負担の軽減

- ※¹ 重要無線通信（電気通信の確保、人命・財産の保護等のための通信）について、高層建築物等による通信の突然の遮断を回避することを目的として、総務大臣が指定する区域を示した図面（当該区域内では一定の高層建築物等の建設に係る届出等が必要となる。）
- ※² 地方公共団体の事務所においては、伝搬障害防止区域図の備付けに伴い、縦覧や問合せへの対応が発生
- ※³ 関係地方公共団体及び総務省の事務所への備付けを廃止。廃止後も引き続き、国（総務省）が運用するシステム（伝搬障害防止区域図縦覧システム）により、インターネット上で一般の縦覧に供する。

⑩ 基本測量・公共測量に係る都道府県による公示の廃止

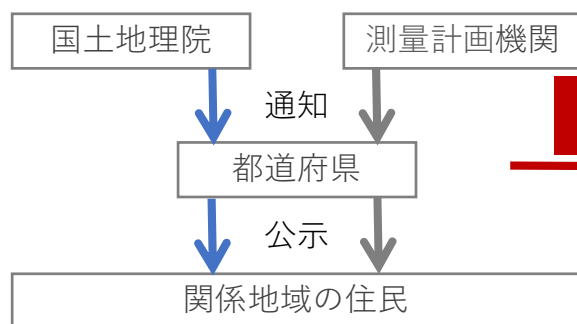
〔測量法〕

施行日：令和8年12月3日

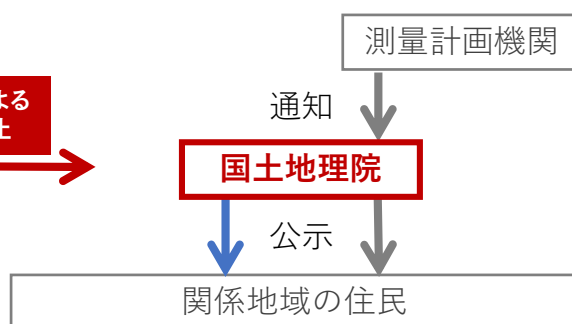
地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 基本測量※¹・公共測量※²の実施及び終了に係る都道府県による公示を廃止する。

従来



改正後



基本測量：→ 公共測量：→

効果： 都道府県の事務負担の軽減

- ※¹ 全ての測量の基礎となる測量であり、国土地理院が実施
- ※² 国、地方公共団体等が費用の全部又は一部を負担・補助して行われる測量等であり、測量計画機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）が実施

⑪ 財産区議会（総会）設置条例について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等自らによる提案を可能に〔地方自治法〕

施行日：令和8年9月3日

地方公共団体の業務の簡素化・効率化等

- 財産区※¹議会（総会）設置条例※²の制定・改廃について、都道府県知事による提案に加え、市区町村等による提案を可能とする。

〔設置条例の提案者〕

	従 来	改正後	（参考）議決機関
条例の制定	都道府県知事	都道府県知事 市区町村長 市区町村議会議員	市区町村議会
条例の改廃	都道府県知事※ ³	都道府県知事 市区町村長 財産区議会議員	財産区議会等

効 果：○ 地方公共団体の事務負担の軽減
○ 市区町村・財産区による自主的・自立的な判断が可能に

※1 市区町村の区域の一部で、財産・公の施設（例：山林、用水路等）を有し、管理する特別地方公共団体の一種

※2 財産区議会（総会）設置条例は、財産区の属する市区町村の条例

※3 従来、市区町村及び財産区の意向が一致している場合であっても、財産区の属する市区町村が、条例案の提案を行う都道府県知事に対して事前相談等を行い、都道府県知事が条例案を提案